



第二種自動車免許
および
自動車教習指導員、技能検定員
の受験資格の緩和について

2015年11月10日
日本商工会議所



はじめに

日本商工会議所では、平成25年から毎年、全国各地の商工会議所を通じて会員企業等から、地域や中小企業が経済活動等を行ううえで障壁となっている規制・制度について、現場の“生の声”をヒアリングし、規制・制度改革の意見書として取りまとめ、規制改革会議等の実現を働きかけてきました。

その意見はヒアリングに基づく生の声であり、政府ならびに規制改革会議におかれては、意欲ある中小企業と地域の挑戦の足かせとなっている規制について、ひとつひとつ検討して早期に答えを出し、地域経済の中核的な役割を担う中小企業が全国津々浦々で、力強く事業に挑戦できるビジネス環境の整備と地方創生に向け、強力な後押しをお願いいたします。

<当所がこれまで提出した規制・制度改革に関する意見書>

【第1弾】平成25年5月 「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見50」

【第2弾】平成26年5月 「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見30」

【第3弾】平成27年5月 「地方創生と中小企業の活力強化のための規制・制度改革の意見50」

要望1

タクシー等の運転手不足を解消するため、普通自動車第二種免許の受験資格の要件（現行21歳以上で免許取得3年以上）を緩和すること

※道路交通法により、第二種免許は、①21歳以上、②大型、中型、普通または大型特殊免許を所持、③免許を取得してから通算して3年以上、のすべてに該当しないと受験できない。

（理由）

- 自動車運転における新技術の導入（オートマチック車、GPSカーナビゲーションシステム、衝突防止装置）により、タクシー運転手が利用できる技術は格段に進歩している。
- タクシー業界における人手不足、特に東日本大震災の被災地では深刻であり、高卒新卒者がタクシー会社ですぐに就業できるよう、自動車学校等による運転技術の専門教育や適性検査などによる安全対策をはかることを前提に、受験資格の要件を見直す必要がある。



資料1: 普通自動車第二種免許の受験資格要件の緩和を求める地域の声

①東北六県商工会議所連合会の要望書

平成27年2月

日本商工会議所
会頭 三村明夫 様

要 望 書

東北六県商工会議所連合会
会長 鎌田 宏

ハイヤー・タクシー業界は、国民生活に欠かせない地域に密着した重要な公共交通機関であるものの、マイカーの普及や地下鉄等の都市交通網の整備、地方の人口減少などの影響を受け厳しい経営環境にあります。

加えて、平成14年の規制緩和による影響で供給過多の状態が続いたことにより、タクシー事業適正化・活性化特別措置法が平成21年10月に施行され、減車の推奨や労働環境の改善等が行われましたが、乗務員の平均年齢も高齢化が進んでおり、輸送力や安全性・快適性の面においても影響を及ぼすことが懸念され、その対策として、若年者の人材雇用や育成がハイヤー・タクシー業界に強く求められています。

しかしながら、乗務員となる資格要件である普通自動車第二種免許の受験資格の年齢が、道路交通法第96条第5項1号及び道路交通法施行令第34条第3項2号により「21歳以上の者で、普通自動車免許を取得してから通算して3年以上のもの(政令で定めるもの)にあっては、2年以上のもの」と定められており、職業として乗務員を志す若年者に対し門戸が閉ざされているため選択し難い状況にあります。

ハイヤー・タクシー業界における乗務員の門戸を若年者に広げることは、政府による地方創生「長期ビジョン」「総合戦略」に掲げてある、地方における安定した雇用の創出として、地方での雇用対策や人材育成並びに就労支援等にも繋がるものと期待されます。

更に、ハイヤー・タクシーは、交通インフラ等が脆弱な地方ほど観光における二次交通等の役割や介護等が必要な交通弱者の足として、地方にはなくてはならない産業の一つであります。

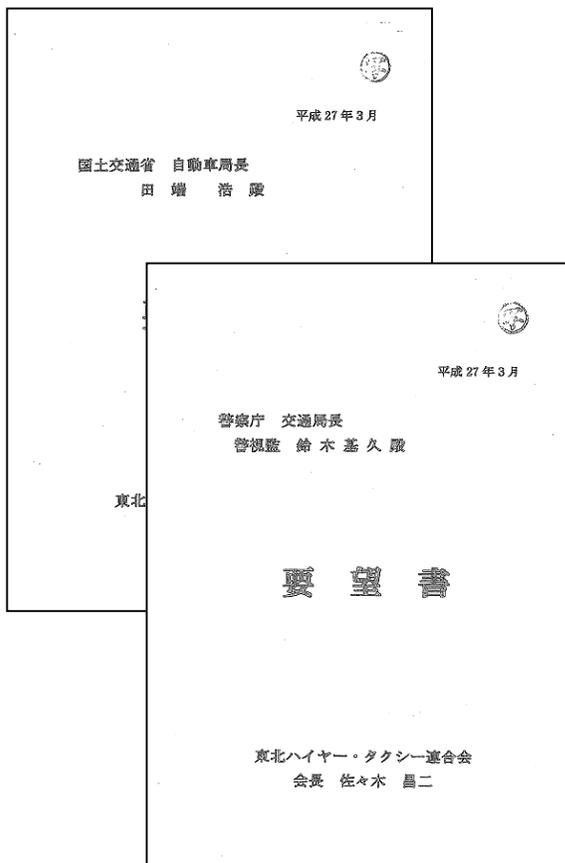
については、地域に密着した産業として維持・発展し、東北地域ひいては日本全体の活性化に向けて貢献していくためにも、今般、乗務員となるために必要とされる普通自動車第二種免許の受験資格要件を緩和され、ハイヤー・タクシーの輸送力や安全性・快適性が確保されるよう、実現方については是非とも格段のご高配を賜りますよう要望申し上げます。

記

1. 普通自動車第二種免許の受験資格の要件である、年齢を19歳以上とし、政令で定めるものの経験年数については、1年以上として見直しを図られたい。

以上

②東北ハイヤー・タクシー連合会の要望書（警察庁交通局長・国土交通省自動車局長宛）



謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より私どもタクシー業界に対して格別のご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在当業界におきましては、慢性的な運転者不足と運転者の高齢化が深刻な問題となっており、地域によっては労務倒産などが危惧される状況にあります。社会経済活動を支える地域公共交通機関の担い手であるタクシー乗務員の高齢化は、輸送力や安全確保の面において影響が懸念されています。慢性的な乗務員不足を解消し、安全性・快適性を今後も確保していくためにも、若年ドライバーの採用が業界として喫緊の課題となっております。

しかしながら、タクシー乗務員の資格要件である自動車第二種免許の受験資格要件が大きな壁となり若年ドライバーの確保が困難となっております。

第二種免許の受験資格要件は、道路交通法第九十六条5項一及び道路交通法施行令第三十四条3項二により「二十一歳以上の者で、第一種普通免許取得から通算して三年以上のもの（政令で定めるものにあつては二年以上のもの）」となっており、若年層にとってタクシー乗務員という職業は選択しにくいものとなっているのが現状です。

つきましては、タクシー業界の活性化を図り今後も公共交通機関としての責務を果たしていくため、また若年層の職業選択の幅を広げるという意味からも、タクシー乗務員の要件である第二種免許の受験資格要件の見直しを下記のとおり要望致します。

当業界におきましても、若年層にとって魅力ある職業となるよう尚一層労働環境の改善に努めてまいり所存です。

加えて、タクシー業務適正化特別措置法により主要都市地域で導入されている「タクシー運転者登録制度」が平成27年10月から全国拡大されることとなっており、これに際して設置される「タクシー登録センター」と連携を図りながら、若年ゆえの経験不足を起因とする接遇面の未熟さや地理の不案内等、タクシー乗務員としての資質の問題について、万全の対策を講じてまいり所存であります。

第二種免許受験資格要件の見直しにつきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

記

1. 18歳で普通免許を取得した者が、初心運転者期間1年間を経過した後に、第二種普通免許が取得できるよう、第二種運転免許の受験資格については、「年齢は19歳以上、経験年数は1年以上」としていただきたい。

以上